

平成30年7月阿見町教育委員会定例会議事録

会議日時	平成30年7月26日(木) 午後3時30分	
会議場所	阿見町役場 第305①会議室	
出席委員	出席者 教育長 菅 谷 道 生 委員 田 邊 勉 委員 立 原 順 子 委員 中 島 雅 己 委員 岡 田 治 美	欠席者
委員以外の出席者	教育次長 学校教育課長 指導室長 生涯学習課長兼中央公民館長 給食センター所長 学校教育課主事	
議 題	議案第 31号 阿見町小学校等入学祝い品支給事業実施要綱について 議案第 32号 平成31年度使用教科用図書の採択について 議案第 33号 平成30年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について 議案第 34号 阿見町スポーツ大会出場補助金交付要綱の一部改正について 議案第 35号 阿見町機構改革に伴う関係規則の整理に関する規則について 議案第 36号 阿見町運動部活動の運営方針について 平成30年7月教育業務報告及び平成30年8月教育業務予定	
傍 聴 者	なし	
議 事 概 要		
教育長	阿見町教育委員会会議規則第8条の規定により、ただいまより、7月教育委員会定例会を開会します。	
委員	まず、会議録の確認ですが、6月の教育委員会定例会の会議録についてお伺いします。会議録については、皆様に配付したとおりでよろしいでしょうか。	
教育長	異議なし。	
教育長	次に、本日の教育委員会定例会の議事録署名人について、阿見町教育委員会会議規則第17条の規定により、田邊委員を指名します。	
教育長	次に、審議事項に入ります。	
教育長	それでは、議案第31号について事務局より説明をお願いいたします。	
事務局	○議案第31号 阿見町小学校等入学祝い品支給事業実施要綱について	

	<p>資料の1～3ページをご覧ください。町長公約で新入学児童に対するランドセルの配付を予定しておりましたが、ランドセルの生産等が来年度の新入学児童への配付には間に合わないという結論に至りました。</p> <p>来年度の新入学児童に対しては、10月1日時点で町内在住、あるいは町外でも阿見町立小学校に入学することが明らかな場合はプレミアム商品券を配付します。それ以外の新入学児童については図書カードを配付し、保護者の負担軽減を図ります。説明は以上です。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第31号の説明がございましたがご質問等ありましたらお願いします。</p>
委員	<p>この要綱を見た時、阿見町立小学校または特別支援学校の小学部に入学する方に対してのみ入学祝い品を支給するのだと解釈しました。</p> <p>例えば、町内に住んでいて、何かの事情により町外の学校に入学することになった場合は、入学祝い品の支給対象にはならないのですか。</p>
事務局	<p>町内に住民票がある方は支給対象にするという方向で考えています。町外の小学校に入学する方についても、支給対象にすることを考えています。</p>
委員	<p>この要綱では、第2条の規定により町内在住で町外の小学校に入学する方に対しても入学祝い品を支給できますが、第6条の返還の規定により、この方々は支給された入学祝い品を返還しなければならないと読み取れます。結果的に、町外の小学校に入学する方に対しては、入学祝い品を支給できないということになると思います。</p> <p>また、第1条の趣旨の規定からも、町外の小学校に入学する方は支給対象ではないと読み取れます。</p> <p>入学祝い品の支給なので、町内在住の方に対しては町外の小学校に入学する場合でも、支給対象にして良いのではないかと思います。</p> <p>先程、町外の小学校に入学する方も支給対象にするという話がありましたので、この要綱からもそのことが読み取れるように修正した方が良いと思います。</p>
委員	<p>町内在住の方に対して入学祝い品を支給するのであれば、第1条の趣旨の規定もそれに合わせて見直す必要があると思います。また、これに伴い、第5条の支給の制限に関する規定の一部も意味がなくなると思うので、見直す必要があると思います。</p> <p>先程説明していただいた「町内在住の方に支給する」という根本が、要綱からも分かるようにしないといけないと思います。</p>
委員	<p>入学祝い品の内容が、11,000円分のプレミアム商品券と10,000円分の図書カードの2種類ありますが、なぜ2種類あるのか教えてください。</p>
事務局	<p>当初はプレミアム商品券のみの支給を考えていましたが、プレミアム商品券は発行枚数が決まっていて、追加注文ができない状況です。このため、10月1日という基準日を設け、基準日以降に町内の小学校に入学される</p>

	方については、10,000円分の図書カードを支給することになりました。
委員	第5条の支給の制限の規定の中で、教育委員会が支給を適当でないと認めた場合は支給の留保や支給を行わない措置を取ることができるという内容がありますが、具体的にはどのような状況を想定されていますか。
事務局	これについても、皆様から出た質問等と一緒に確認させていただきます。
委員	第3条の規定によると、10月1日時点で、町外の方でも阿見町立小学校に入学することが明らかな場合はプレミアム商品券を配付するということでよろしいですか。
事務局	その方向で考えています。
委員	それならば、町のホームページ等を利用して、町外の方に周知することも必要ではないかと思えます。
教育長	委員の皆様からこれだけの疑問が出ているので、一般の方からはもっと疑問が出てくると思います。このまま運用すると様々な問題が起こる可能性があるので、皆様から出た質問やご指摘いただいた箇所を加味して修正し、改めて次回の教育委員会でお諮りしたいと思います。よろしいでしょうか。
委員	異議なし。
教育長	それでは、議案第31号については保留とし、もう一度精査してお諮りしたいと思います。
	次に、議案第32号について事務局より説明をお願いいたします。
事務局	○議案第32号 平成31年度使用教科用図書の採択について  資料の4ページをご覧ください。平成31年度使用の教科用図書の採択になります。別紙資料をご覧ください。資料は会議終了後、回収させていただきます。小学校教科用図書・中学校教科用図書・小中学校特別支援学級教科用図書の選定結果は、別紙資料のとおりとなります。茨城県では、各市町村を11のグループに分けて教科書を採択しています。阿見町は第8採択地区で採択されました。承認をお願いいたします。  (教科用図書採択の内容は非公開)
教育長	ただいま事務局より、議案第32号の説明がございましたがご質問等ありましたらお願いします。
委員	細かく採択地区を分けて、各採択地区で多くの時間と労力を費やして教

	<p>科用図書採択の協議を行っていますが、なぜこのような形になったのですか。県等が一括で採択すれば、負担は軽減されるのではないかと感じます。</p>
委員	<p>推測の話ですが、県等の一括採択を認めると、次は国等が一括採択するようになり、教科書会社間の競争がなくなってしまうと思います。</p> <p>確かに、一括採択するようになれば、先生方の負担は軽減されると思いますが、公平性の担保や内容の偏りを防ぐことを目的として、このような形になったのではないかと思います。</p>
教育長	<p>それでは、議案第32号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、議案第32号については承認されました。</p> <p>次に、議案第33号について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>○議案第33号 平成30年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について</p> <p>別紙資料を参照してください。個人情報となりますので、資料は回収させていただきます。要保護及び準要保護児童生徒の認定については、阿見町就学援助規則により、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を援助する制度です。今回は平成30年度の追加認定分となり、準要保護児童生徒が8名となります。説明は以上です。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第33号の説明がございましたがご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>それでは、議案第33号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、議案第33号については承認されました。</p> <p>次に、議案第34号について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>○議案第34号 阿見町スポーツ大会出場補助金交付要綱の一部改正について</p> <p>資料の6ページから7ページをご覧ください。阿見町スポーツ大会出場補助金交付要綱の第2条に「公益財団法人日本体育協会」とありますが、本年の4月に「公益財団法人日本体育協会」が「公益財団法人日本スポー</p>

	<p>ツ協会」に名称を変更したため、要綱の文言を修正いたしました。説明は以上です。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第34号の説明がございましたがご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>それでは、議案第34号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、議案第34号については承認されました。</p> <p>次に、議案第35号について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>○議案第35号 阿見町機構改革に伴う関係規則の整理に関する規則について</p> <p>資料の8ページから11ページをご覧ください。7月に行われた阿見町機構改革に伴い一部の課について名称変更等があったため、いきいき学びの町AMI推進本部設置規則と阿見町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の文言を修正しました。</p> <p>各規則内の「町長公室道の駅整備推進室長」という文言を削除し、「町民生活部交通防災課長」を「町民生活部防災危機管理課長」に、「町民生活部環境政策課長」を「町民生活部生活環境課長」に改めました。説明は以上です。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第35号の説明がございましたがご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>それでは、議案第35号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、議案第35号については承認されました。</p> <p>次に、議案第36号について事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>○議案第36号 阿見町運動部活動の運営方針について</p> <p>運動部活動に関しては、平成30年の3月にスポーツ庁より「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示されました。これを受けて、茨城県でも5月に「茨城県運動部活動の運営方針」が策定されました。また、各市町村教育委員会は8月1日を目途に、設置する学校に係る運</p>

	<p>動部活動の方針を策定し、各学校においては、市町村教育委員会からの通知を受けて、10月1日までに、学校の運動部活動に係る活動方針を策定・運用することが示されました。</p> <p>これに伴い、県の運営方針を基に阿見町運動部活動の運営方針(案)を策定して各中学校に示すとともに、各中学校から部活動の活動方針について意見を集約しました。</p> <p>意見を集約した結果、学期中は週当たり2日以上 of 休養日を設けることについては、平日は木曜日を休養日とすること、土日はいずれか1日を休養日とし、大会等で土日の2日間活動した場合は、平日に休養日を1日設けるという意見が各中学校から挙がりました。</p> <p>長期休業中における休養日の設定、朝の部活動の実施については、各中学校から異なる意見が挙がりました。</p> <p>定期試験等の実施前の一定期間を休養日とすることについては、中間・期末テスト前の3日間を部活動停止とし、実力テスト前日の部活動を停止するという意見が各中学校から挙がりました。</p> <p>このような各中学校からの意見等も踏まえて、活動日数の上限規定等を町の方針の中に明記すべきなのか、また方針の内容がこれで良いか等についてご意見をいただきたいと思ひます。説明は以上です。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第36号の説明がございましたがご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>スポーツ庁から県に対する通知があり、県が運動部活動の運営方針を策定しました。これを受けて、阿見町の運動部活動の運営方針を策定し、町の方針を基に、各学校で対応を行うという流れです。県からは、遅くとも8月中に町の方針を策定するようにと指示が出ています。現場の声を町の方針に反映させるために各中学校に意見を求めたところ、一部の内容について差が出ました。</p> <p>長期休業中の活動の上限日数と朝の活動について意見に差が出たため、これらに対する皆様のご意見をいただきたいと思ひます。</p>
委員	<p>これまでは、お弁当を持参し1日活動している部活動もあったと思ひます。単に活動の上限日数を定めても、半日だけの活動でも1日活動した場合でも、1日とカウントされてしまうと思ひます。休業日の活動時間の上限と活動日数の上限を明記した方が良いのではないかとと思ひます。</p>
事務局	<p>休業日の活動時間については「3時間程度とする」という文言があります。なので、通常の活動でも練習試合等を行う場合でも、基本的に1日ではなくて半日だけ行うということになります。</p>
委員	<p>スポーツ庁や県の方針を受けて町の方針を策定していると思ひますが、町としての方針を策定するためには、最初にスポーツ庁や県の方針を押さえておく必要があると思ひます。スポーツ庁や県の方針等も分からない状態で、町の方針を決めるのは性急な気がします。</p> <p>また、各中学校からの意見をまとめた資料がありますが、先生の意見だ</p>

事務局	<p>けではなくて、毎日部活動に励んでいる子ども達の意見も大切だと思います。もう少し時間をかけて、子ども達の意見も反映できるようにした方が良いと思います。</p> <p>スポーツ庁のガイドライン、県の運営方針を受けて町の運営方針の案を作成しました。大まかな内容については、県の運営方針等と変わりません。</p> <p>その中で、各学校で特に考える必要がある内容が、週当たり2日以上休養日を設ける等の4点です。各中学校からの意見を集約する際に、この4点以外の内容で話し合った内容があれば挙げるように指示しましたが、各中学校からはこの4点についてしか意見が出てきませんでした。この4点以外の内容については、県と町の方針がほとんど同じなので、これらの方針に準ずるといことです。</p> <p>スポーツ庁からの通知が平成30年の3月、県からの通知が平成30年の5月に出ましたが、その前から運営方針に関する話は出ていたので、各中学校の部活動担当の先生を中心に話し合いをしていただいていた。なので、正式な通知が出たのが今年の3月と5月でしたが、中学校としても教育委員会としても、性急に作業を進めたという認識はありませんでした。</p>
委員	<p>スポーツ庁や県の通知が3月や5月に出ていたのであれば、前もって情報をいただきたかったです。</p> <p>教育委員として、教育委員会等で決めた内容については、地域の方等から質問された時等に回答できるようにしなければならないと思っています。また、教育委員である限りは、事務局の方と同じ責任を持たなければならないと思っています。なので、前もって情報があるのであれば、是非提供していただきたいです。今後の内容についても、情報を提供していただきたいと思います。</p> <p>各中学校からの意見では、長期休業中の活動上限日数と朝の活動について差がありましたが、各中学校で差があると、部活動に取り組んでいる子ども達は不公平感を抱くと思うので、その点は考慮しないといけないと思います。</p>
委員	<p>この件について県からの方針が5月に出されましたが、阿見町としては県からの方針に則って動いているので、議論を行わないのだと思っていました。しかし、今日の議案に挙げられているのを見て、事務局と中学校で議論が行われていたことを知りました。</p> <p>各中学校に意見を求める段階で私たち教育委員にも情報提供していただけると、議論を行いながら進めていることが分かって良かったと思います。この件については、県からのトップダウンで行うので議論の余地はないのだと思っていました。町で議論して決めていく内容であるならば、早い段階での情報提供をお願いします。</p>
委員	<p>スポーツ庁から部活動に関する通知が出されたことは、重く受け止める必要があると思います。それを考慮すると、活動日数の上限や朝の活動について、町として方針を示す必要があると思います。</p>

	<p>例えば、朝の活動に関する意見では、実施しないという意見と原則として実施しないが特定の条件下では活動の実施を承認するという2つの意見が出ています。子ども達だけでなく先生の休養を確保したいという気持ちも、大会前等に短時間でも活動時間を確保したいという気持ちも分かります。なので、町として方針を統一した方が良いと思います。</p> <p>子ども達は「大会に出場したい」、「上の大会に進みたい」と思いながら日々部活動に励んでいると思います。その中で、特定の時期については学校長の承認を得れば朝の活動ができるという意見は、先生方の思いが詰まった意見だと思います。朝の活動を原則実施しないという意見の中学校も、町が特定の時期については活動を認めるという方針を出せば、実施したいと考える中学校もあると思います。</p> <p>この点については、もう少し時間をかけて、3中学校の先生方で話し合いをしても良いのではないかと思います。</p>
事務局	<p>町の方針策定までの流れとしては、本日の教育委員会での意見を受けて改めて中学校に意見を求めます。その後、修正した最終案を8月の教育委員会でお諮りし、承認を得たいと考えています。</p>
委員	<p>今日の意見を受けて各中学校に意見を求めるという話でしたが、各中学校の部活動に関係する先生を集めて話し合うことはしないのですか。町内の中学校なので、各中学校が合意した上で進めた方が良いのではないかと思います。</p>
事務局	<p>今日の意見を受けてもう一度各中学校で話し合いをしてもらい、各中学校と教育委員会が一同に話し合う場を設けて、最終案を8月の教育委員会でお諮りしたいと思います。</p> <p>また、最終案の作成に向けて、町の方針の中に休養日の具体的な日付等を明記した方が良いのか等についてもご意見をいただきたいです。</p> <p>昨日、各市町村が集まる場があったので他市町村の状況を伺いましたが、市町村の方針の中に具体的な日付等まで掲載するという市町村は少なかったです。</p>
委員	<p>町の方針の中に明記しないと、話し合っただけの意味がないと思います。また、各中学校での混乱を避けるためにも、具体的な内容まで明記すべきだと思います。</p>
委員	<p>管轄する学校数が多い市町村は状況は異なると思いますが、阿見町は3中学校なので方針を統一することが可能だと思います。</p> <p>テスト前の部活動について確認したいのですが、今後はテスト前の一定期間についてはどんな理由でも実施しないということで良いですか。これまでは、大会前等だと活動している部活動がありました。このようなことについても、きちんと明記しておく必要があると思います。</p>
事務局	<p>これまでは、学校長の判断でテスト前でも部活動を実施することがありましたが、中学校からの意見をまとめた資料にあるように、今後は実施し</p>



<p>教育長</p>	<p>ません。町の方針の中にも明記したいと思います。</p> <p>それでは、議案第36号についてはもう一度精査して、次回の教育委員会でお諮りしたいと思います。</p> <p>次に、7月の教育業務報告及び8月の教育業務予定を事務局からお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>○平成30年7月教育業務報告</p> <p>1日阿見小学校創立記念日、町子連球技大会、2日計画訪問、3日教育委員会定例管理職会、文化芸術振興審議会、4日計画訪問、町教務主任会、5日校長面会、ふるさと文芸検討委員会、講演会、6日教科用図書選定協議会、文化財巡視、学警連懇親会、9日いきいき茨城ゆめ国体特設会場視察、10日花と緑の環境美化コンクール町花壇審査、11日政策調整会議、12日いきいき学校保健委員会、14日第41回4Rライオンズクラブ少年野球大会、20日一学期終業式、予科練平和記念館運営協議会事前説明、国体実施本部全体会、21日町PTA連絡協議会指導者研修会、23日予科練平和記念館運営協議会、24日県教育庁就学前教育家庭教育推進室長面会、叙位伝達、25日市町村教育長協議会夏期研修会、26日教育委員会定例会、君原小学校再編説明会、27日文化財保護審議会、30日平和記念式典派遣事業結団式、表敬訪問、31日中学生いきいき介護教室開講式、議会全員協議会</p> <p>○平成30年8月教育業務予定</p> <p>1日第2回特別支援学級担当者研修会、2日教育委員会定例管理職会、いばらき教員応援団研修会、スーパー市使節団歓迎式・対面式、3日町教研发表会、スーパー市使節団歓迎食事会、4日まい・あみ・まつり2018開会式典、6日町教育推進委員会、7日スーパー市使節団町民との交流会、8日学力向上面談、9日総合計画策定協議会、広島派遣事業報告会、10日友好都市柳州市訪問団結団式、中学生いきいき介護教室閉講式、17日阿見町学校運営研修会、阿見町学校運営研修会懇親会、21日教員評価面談、23日教員評価面談、通学路安全対策推進会議、24日教員評価面談、幼児教育と小学校教育の接続のための研修会、教育委員会定例会(予定)、28日教員評価面談</p>
<p>教育長</p>	<p>ただいま事務局より、7月の教育業務報告及び8月の教育業務予定について説明がありましたが、ご質問等ございましたらお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>8月2日にいばらき教員応援団研修会とありますが、教員応援団はどのようなものですか。</p>
<p>教育長</p>	<p>企業の方がお金を出してくださって、新任校長、新任教頭、新任教務主任の先生に対して講演会を開いてくださっています。</p>

委員	<p>また8月10日の件ですが、今年度は、3名の中学生から柳州市に行く希望が提出されましたので、3名の中学生が柳州市に行きます。ただ、依然として希望者が少ないのが課題です。スーパー市では、希望しても落選してしまうお子様がいるのが現状です。国際交流協会には、内容や受け入れ体制の見直し等の検討をお願いしています。</p>
教育長	<p>8月3日の町教研发表会では、各教科の研究発表等を行うのですか。</p>
事務局	<p>これまでは研究発表を行っていましたが、今年からは教育論文の優秀者の発表と内地留学をしている方の報告を行います。また、これまでは1日で行っていましたが、今年は午後だけで行います。お時間があれば、教育委員の皆様もご参加ください。</p> <p>それでは、その他連絡事項について説明をお願いいたします。</p>
教育長	<p>その他連絡事項について説明いたします。 (その他連絡事項については下記記載のとおり)</p> <p>ありがとうございました。その他ございませんか。</p> <p>以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。</p>
そ の 他 連 絡 事 項 等	
事務局	<p>○次回の教育委員会 平成30年8月24日(金)午後3時30分</p> <p>○教育委員会事務局の各担当部署からの報告連絡 (報告連絡内容については記載省略)</p>
閉会	午後 5 : 1 0

議事録署名

平成 年 月 日

教 育 長

委 員